

意見書における主な反対意見の要旨と当該意見に対する事業認定庁の見解

○意見書の提出総数 1通

【高速自動車国道九州横断自動車道延岡線新設工事等】

		意見書の要旨	認定庁の見解
事業計画 (道路構造)	①	現在の法面工法では、牛舎に南西の自然の風が入らず、酪農経営に支障をきたすため、橋に変更してもらいたい。	土工、橋梁、トンネル等の道路構造は、河川、他の道路等との交差条件、経済性、施工性、維持管理などを考慮して決定されるものであり、本件起業地区間において、一般国道443号との交差部を橋梁構造とし、また、費用等を考慮し、その他の区間を盛土構造としたことには一定の合理性が認められる。 起業者は、牛舎周辺における盛土による風速変化シミュレーションを実施しているが、更に、事業施行に伴う牛への影響に関し、必要な調査を行うとしている。 なお、参考までに付言すると、一般的に、事業施行に伴う損害等の発生が確実に予見される場合には、事業損失として費用負担の対象となりうるものとされている。
その他 (損失補償)	①	運動場が牛舎火災などの万一の避難所になっており、橋に変更された場合は、橋の下の一部を万一の時だけ使用できるようにし、使用できない場合は、現在牛舎の横まで来ている側道を延長してもらいたい。	左記の運動場の一部が本件事業用地として取得されることに伴う運動場機能の確保については、用地取得に伴う損失補償に関するものである。起業者は、運動場機能の確保も含めた損失補償を行うとしている。